

(参考)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)※関係部分抜粋

● 過疎方針、都道府県過疎計画に関する内容(第7条～第9条)

(過疎地域持続的発展方針)

第七条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針(以下この章において単に「持続的発展方針」という。)を定めることができる。

2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項
- 二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 過疎地域における情報化に関する事項
- 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
- ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- ト 過疎地域における医療の確保に関する事項
- チ 過疎地域における教育の振興に関する事項
- リ 過疎地域における集落の整備に関する事項
- ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
- ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

3～7(略)

7

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の持続的発展の基本の方針に関する事項
- 二 地域の持続的発展に関する目標
- 三 計画期間
- 四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
- 二 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
- ホ 生活環境の整備に関する事項
- ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- ト 医療の確保に関する事項
- チ 教育の振興に関する事項
- リ 集落の整備に関する事項
- ヌ 地域文化の振興等に関する事項
- ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項

3～10(略)

(過疎地域持続的発展都道府県計画)

第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の基本の方針に関する事項
- 二 過疎地域の持続的発展に関する目標
- 三 計画期間
- 四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項
- 五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項

3～5(略)

過疎方針で示す内容を過疎計画にもあらためて記載が必要。
(多くの記載内容が重複)

過疎方針と具体的な施策を別々に記載するため、視認性が悪く
内容が理解しづらい。

第7回計画策定等に関するワーキンググループ 意見交換用資料

令和5年1月13日
広島県

令和3年、4年の提案募集では以下の事項の改善について提案を行った。
他の計画においても同様の事項がないか点検をお願いしたい。

1 計画の策定そのものの改革

(1) 上位計画や他の計画等に類似する事項を記載しており、新たに個別の計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの

- ・都道府県障害福祉計画、都道府県障害児福祉計画
- ・家畜排せつ物利用促進都道府県計画、酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画
- ・瀬戸内海環境保全県計画、瀬戸内海指定物質削減指導方針

(2) 地方が策定するには内容が専門的であるもの

- ・地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画

(3) 形式的となっており、都道府県が計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの

- ・土地利用基本計画（個別法に基づき実質的な調整が行われている）

(4) 県計画等に規定されており、市町村別の計画等を省略できると考えられるもの

- ・日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針

(5) 地方公共団体の自主的判断に委ねるべきものであり、国が計画策定を義務付ける意義が乏しいと考えられるもの

- ・地方スポーツ推進計画

2 計画策定等に係る事務負担の改革

(1) 事務手続き

⇒計画策定、変更にあたって、協議会等の開催、大臣の承認、専門家からの意見収集等の事務手続きが規定されている

- ・新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画（専門家からの意見聴取）
- ・下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可（電子媒体による提出）

(2) 策定期・計画期間

⇒関連計画と周期が合わない、計画期間の設定が短い

- ・都道府県健康増進計画 *愛知県提案
- ・都道府県介護保険事業支援計画 *群馬県、新潟県提案

(3) 人員・予算上の過大な負担

⇒内容が専門的であり、策定に費用・労力を要する

- ・港湾計画
- ・地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画

3 計画以外の手法、事務負担軽減策

(1) 実質的な義務付けも含め義務の廃止。策定に要否について自治体判断を尊重

(2) 上位計画又は他計画と代替可能

(3) 国計画と一体的策定を可能

- ・目標数値の入力のみ（ブランクへの入力等）も可能とする
- ・国地方機関による作成

(4) 都道府県計画と一体的策定を可能

(5) 他の地方公共団体と一体的な策定を可能

(6) 記載内容の簡素化

- ・数値目標記載のみも可能とする

(7) 事務手続き、既定の廃止

(8) 計画期間の柔軟化・弾力化